

広島県水道広域連合企業団の入札契約制度について

＜建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係＞

（素案）

令和6年9月

広島県水道広域連合企業団

目次

1 章	入札参加資格審査申請について	1
1	入札参加資格者名簿の取扱いについて	1
2	入札参加資格審査申請について	1
(1)	建設工事	1
(2)	測量・建設コンサルタント等業務	2
2 章	格付・発注基準	3
1	格付	3
2	入札参加資格者名簿における評価方法	3
(1)	建設工事	3
(2)	測量・建設コンサルタント等業務	4
3	発注基準（格付別の発注標準金額）	5
3 章	建設工事	6
1	建設工事に係る入札制度の概要	6
2	入札方式	7
(1)	一般競争入札	7
(2)	指名競争入札	8
(3)	随意契約	8
3	総合評価落札方式	9
(1)	対象工事及び適用基準	9
(2)	評価方法等	9
4	ダンピング対策	10
(1)	低入札価格調査制度	10
(2)	最低制限価格制度	10
5	特定建設工事共同企業体（特定 JV）制度	11
6	予定価格	11
(1)	予定価格の公表	11
7	入札ボンド制度	12
(1)	対象	12
(2)	入札ボンドの種類	12
(3)	保証を求める割合	12
8	工事費内訳書	12
(1)	目的	12
(2)	対象工事	12
(3)	工事費内訳書の提出方法及び様式	12
9	前金払・中間前金払	12
(1)	前金払	12
(2)	中間前金払	13
10	DB方式（概算数量工事発注方式）	13

(1) 対象工事	13
11 優良建設工事等の表彰	14
12 指名除外	14
13 談合情報対応	14
14 暴力団排除のための契約制限	14
15 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度	14
16 苦情処理手続	14
4章 測量・建設コンサルタント等業務	15
1 入札制度の概要	15
2 入札方式	16
(1) 一般競争入札	16
(2) その他の入札方式	16
3 総合評価方式	17
(1) 対象業務及び適用基準	17
(2) 評価方法等	17
4 ダンピング対策	17
(1) 低入札価格調査制度	17
(2) 最低制限価格制度	18
5 設計共同体制度	18
6 予定価格	19
7 業務費内訳書	19
(1) 目的	19
(2) 対象業務	19
(3) 業務費内訳書の提出方法及び様式	19
8 前金払	19
9 優良業務等の表彰	19
10 指名除外	20
11 暴力団排除のための契約制限	20
12 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度	20
13 苦情処理手続	20

1 章 入札参加資格審査申請について

1 入札参加資格者名簿の取扱いについて

広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）においては、本部及び広島水道事務所が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）については、現在、広島県の令和5・6年度建設工事等入札参加資格者名簿及び令和5・6年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を適用し、その他の14事務所においては、各市町で作成した入札参加資格者名簿を適用しています。

令和8年度からは、水道企業団独自の入札参加資格者名簿を適用することとしており、水道企業団の建設工事等の入札に参加するためには、水道企業団の名簿への登録が必要となります。

水道企業団の名簿への登録申請については、令和7年度に受付を開始する予定としておりますが、登録にあたっては、広島県建設工事等入札参加資格又は広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けていることを登録要件としますので、水道企業団発注の建設工事等の入札に参加を希望される方で、広島県の入札参加資格者名簿に登録がない場合は、事前に広島県への登録手続きをお願いします。

入札参加資格者名簿の取扱いについて

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

2 入札参加資格審査申請について

(1) 建設工事

①登録を求める業種

32 業種

土木一式工事、プレストレストコンクリート工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、法面処理工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

②対象事業者

水道企業団発注の建設工事の入札に参加しようとするもの

③申請方法

調整中

④受付期間

調整中

⑤受付場所

調整中

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

①登録を求める業務分野

6 業務分野

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般、航空測量、地図の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	上水道及び工業用水道、電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件等	8
その他業務	不動産鑑定、登記手続、その他	3

②対象事業者

水道企業団発注の測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加しようとするもの

③申請方法

調整中

④受付期間

調整中

⑤受付場所

調整中

2 章 格付・発注基準

1 格付

水道企業団では、建設工事の業種及び測量・建設コンサルタント等業務の業務分野ごとに、必要に応じて、登録業者の格付を行います。

2 入札参加資格者名簿における評価方法

(1) 建設工事

水道企業団では、次の評価方法により、業種ごとに登録業者の格付を行います。

建設工事の業種	評価方法
土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事（6 業種）	○ 当面の間、広島県の建設工事等入札参加資格者名簿における総合数値のうち、経営規模や経営状況等を評価した経営事項審査の総合評点（客観数値）に基づき、登録業者の格付を行います。 登録業者の総合数値＝客観数値＋主観数値 ・客観数値：経営事項審査の総合評点 ・主観数値：主観的事項の審査による数値（<u>当面の間なし</u>） ○ 主観数値の算出については、主観的事項として想定している水道企業団発注工事の工事成績などの蓄積に一定の期間を要するため、令和 11 年度から評価する予定としています。なお、主観的事項の項目は、事前に公表します。
プレストレストコンクリート工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、法面処理工事、石工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事（26 業種）	広島県の建設工事等入札参加資格者名簿における総合数値及び格付を適用します。 （ の業種については、格付なし）

参考：主観的事項（現在想定している主な項目）の適用スケジュール

主観的事項	評価対象期間					
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
水道企業団発注工事の 工事成績		R8.11.1～ R10.10.31（2年間）		R11 ・ R12 名簿で 評価	R8.11.1～ R12.10.31（4年間）	R13 ・ R14 名簿で 評価
優良建設業者表彰回数		R 9 年度～ R10 年度（2年間）	R 9 年度～ R12 年度（4年間）			
指名除外等の契約制限		R8.12.1～ R10.11.30（2年間）	R10.12.1～ R12.11.30（2年間）			
地域貢献		申請時における 取組状況を確認	申請時における 取組状況を確認			

〔凡例〕 実線矢印：R11・R12 名簿で評価する期間

点線矢印：R13・R14 名簿で評価する期間

（２）測量・建設コンサルタント等業務

水道企業団では、次の評価方法により、業務分野ごとに登録業者の格付を行います。

業務分野	評価方法
土木関係建設コンサルタント業務 （１業務分野）	○ 当面の間、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における総合数値のうち、広島県が独自に登録業者の客観的事項を審査した評点（客観数値）によって、登録業者の格付を行います。 登録業者の総合数値＝客観数値＋主観数値 - 客観数値：客観的事項について、広島県が業務分野別実績高等により審査した評点 - 主観数値：主観的事項の審査による数値（<u>当面の間なし</u>） ○ 主観数値の算出については、主観的事項として想定している水道企業団発注業務の業務成績などの蓄積に一定の期間を要するため、令和 11 年度から評価する予定としています。なお、主観的事項の項目は、事前に公表します。

業務分野	評価方法
測量業務 建築関係建設コンサルタント業務 地質調査 補償関係建設コンサルタント業務 その他業務 (5 業務分野)	広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における総合数値及び格付を適用します。

参考：主観的事項（現在想定している主な項目）の適用スケジュール

主観的事項	評価対象期間					
	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
水道企業団発注業務の 業務成績		 R8.11.1～ R10.10.31（2 年間） 		R11 ・ R12 名簿で 評価	 R8.11.1～ R12.10.31（4 年間）	R13 ・ R14 名簿で 評価
優良建設コンサルタント 表彰回数		 R 9 年度～ R10 年度（2 年間） 			 R 9 年度～ R12 年度（4 年間）	
指名除外等の契約制限		 R8.12.1～ R10.11.30（2 年間） 			 R10.12.1～ R12.11.30（2 年間）	
地域貢献		申請時における 取組状況を確認			申請時における 取組状況を確認	

[凡例] 実線矢印：R11・R12 名簿で評価する期間
点線矢印：R13・R14 名簿で評価する期間

3 発注基準（格付別の発注標準金額）

水道企業団では、格付別の発注標準金額を「建設工事指名業者等選定要綱※」により定めることとし、これにより、各工事または業務の請負対象設計金額に応じて参加できる格付を設定します。

ただし、これまでの入札状況と相違が大きいなど、統一した格付別の発注標準金額の適用が難しい場合は、令和 10 年度末までの経過措置として、構成団体に準拠した格付別の発注標準金額を、別途、定めることとします。

※ 建設工事指名業者等選定要綱については調整中。

3章 建設工事

1 建設工事に係る入札制度の概要

水道企業団の建設工事に係る入札制度の概要は次のとおりです。

建設工事に係る主な制度と適用範囲

適用範囲 区分	請負対象設計金額 (税込み)				
	2.5百万円	1千万円	5千万円	2億円	5億円
入札方式等	一般競争入札				
	指名競争入札				
	随意契約				
	(価格競争)			総合評価落札方式	
			総合評価落札方式		
ダンピング 対策	最低制限価格制度			低入札価格調査制度	
特定建設工事 共同企業体 (JV)					
予定価格の 公表	事前公表			事後公表	
入札ボンド					

2 入札方式

水道企業団では、一般競争入札を原則とします。

ただし、請負対象設計金額1千万円未満については、指名競争入札にすることができることとします。

(1) 一般競争入札

ア 入札案件

入札案件の情報は、広島県・市町村共同利用電子入札等システム（以下、「電子入札システム」という。）に登録しますので、電子入札システムで確認してください。なお、新規の案件が追加された場合でも、通知等はいきませんので、定期的に確認してください。

イ 審査方式

一般競争入札は、原則、事後審査型を適用しますが、必要に応じて、事前審査型を適用することとします。

審査方式	概要
事後審査型一般競争入札	入札後に落札候補者について、必要な資格を審査する方式
事前審査型一般競争入札	入札前に入札参加者すべてについて、必要な資格を審査する方式

ウ 入札参加資格

入札参加資格は、発注する案件ごとに定めることとし、入札参加資格を満たさない者の入札は無効とします。入札参加資格は案件ごとに異なりますので、各案件の入札公告を十分に確認してください。

＜入札参加資格の要件＞

- ① 建設工事入札参加資格者名簿における業種や格付等級
- ② 年間平均完成工事高
- ③ 特定建設業許可の要否
- ④ 営業所の所在地
- ⑤ 同種工事の元請施工実績
- ⑥ 配置技術者に係る要件
- ⑦ その他

エ 入札方法

入札者は、電子入札システムの入力画面上で入札書を作成し、添付書類（工事費内訳書、技術資料（総合評価のための提出書類）等）と一緒に電子入札システムにより提出してください。なお、入札期間や必要書類等の詳細は、各案件の入札公告をご確認ください。

オ 落札者の決定方法

入札公告に記載した方法により落札候補者を決定します。案件によっては追加資料が必要となる場合がありますので、落札候補者には、電子入札システムにより追加資料の提出を依頼しま

す。

落札候補者から提出された追加資料の審査を行い、入札参加資格を満たすことが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知します。

(2) 指名競争入札

請負対象設計金額 1 千万円未満について、次に該当する場合においては、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札ができるものとします。

- ① その性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- ② 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- ③ 一般競争に付することが不利と認められるとき

ア 指名選定方法

水道企業団の入札参加資格者名簿に登録されており、発注する工事の種類及び設計金額に応じた格付を有する業者の中から、工事場所や実績等を考慮したうえで指名業者を選定します。

イ 指名の通知

指名業者へは、電子入札システムに登録された電子メールアドレス宛に、電子メールにより通知（指名通知書）が送付されます。

ウ 入札方法

指名業者は、指名通知書に記載された期日までに、電子入札システムの入力画面で入札書を作成し、提出してください。辞退する場合も同様に電子入札システムにより手続きをしてください。

エ 落札者の決定方法

予定価格の範囲内において、最低価格で入札をした者を落札者とします。

(3) 随意契約

次の要件に該当する場合は、特定の建設業者を選定して契約を締結することができることとします。

- ① 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ② 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ③ 競争入札に付した結果、入札者がいないとき。
- ④ 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- ⑤ 一定金額以下の少額契約を締結するとき。
⇒工事・製造請負 250 万円以下
- ⑥ 落札者が契約を締結しないとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

3 総合評価落札方式

(1) 対象工事及び適用基準

価格と品質で総合的に優れた者を落札者とするため、請負対象設計金額2億円以上の建設工事（当面の間）を対象とし、工事の内容に応じて、次のいずれかの形式により入札を実施します。ただし、請負対象設計金額2億円未満の建設工事においても、工事内容等により適用する必要があると判断した場合は、対象とします。

適用の有無は、案件ごとに入札公告で確認することができます。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価1型	2億円以上	特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含み、技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物の品質確保の方法等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
技術評価2型		特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含むものの、技術的な工夫の余地が小さい工事において、一般交通等への安全対策、周辺環境への影響緩和対策等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価1型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価2型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同一業種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

(2) 評価方法等

標準点（基礎点）と加算点を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次の式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行います。なお、標準点（基礎点）は100点とします。

技術評価点 = 標準点（基礎点）+ 加算点（※）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜き、単位：千円）× 1,000

※総合評価の型式により、価格以外の評価点の合計を40点～70点換算）

加算点の計算方法については、次の表のとおりです。

工事区分	加算点の計算方法
土木工事	(評価項目) - 総合評価落札方式の型式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。 (配点) - 評価項目毎にその必要度、重要度に応じて定める。 (加算点の最高点数) - 評価項目毎の得点の合計から換算する加算点の最高点数は、10～80 点の範囲内とする。
営繕工事 建築一式工事 電気設備工事 管工事 等	(評価項目) 及び (配点) - 土木工事と同様。 (加算点の最高点数) - 各評価項目の得点の合計から換算する加算点の最高点は 20～70 点の範囲内とする。

4 ダンピング対策

(1) 低入札価格調査制度

ア 対象案件

総合評価落札方式の建設工事または、請負対象設計金額 2 億円以上（当面の間）の建設工事を対象とします。

イ 実施内容

低入札価格調査制度の対象案件において、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者決定を保留し、「低入札価格調査制度事務取扱要綱（別紙 1 適正な履行確保の基準）※」について調査を行います。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断した場合、落札者になることはできません。

※ 低入札価格調査制度事務取扱要綱については調整中。

<調査基準価格の設定等>

調整中

(2) 最低制限価格制度

ア 対象案件

請負対象設計金額 2 億円未満（当面の間）の建設工事（総合評価落札方式の建設工事を除く。）を対象とします。

イ 実施内容

最低制限価格調査制度の対象案件において、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、その者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

<最低制限価格の設定等>

調整中

5 特定建設工事共同企業体（特定 JV）制度

単体企業への発注を原則とすべきものであるが、工事の種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる次の対象工事について、特定建設工事共同企業体を活用します。

（対象工事）

- ・ 1 件の請負対象設計金額が 5 億円以上の土木構造物、建築物又は設備
- ・ 工事の性格等に照らして、共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要がある工事
- ・ 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要がある工事

請負対象設計金額	構成員数	組合せ
5 億円以上 2 0 億円未満	2 者	A A 又は A B
2 0 億円以上 3 0 億円未満	3 者	A A A 又は A A B
3 0 億円以上 5 0 億円未満		A A A

※ 請負対象設計金額 5 0 億円以上の工事については、4 者以上の組み合わせができることとする。

6 予定価格

（1）予定価格の公表

対象工事の請負対象設計金額に応じて、次表のとおり予定価格を公表します。

時期	対象工事		公表方法	
	業種	請負対象設計金額		
事後	全業種	2 億円以上	広島県 HP の調達情報（契約締結後）	
事前	全業種	2 億円未満	一般競争	広島県 HP の調達情報（入札公告）
			指名競争	広島県 HP の調達情報（入札公告） 指名通知書 入札等一覧表

7 入札ボンド制度

入札参加者に対して金融機関等による審査・与信を経て発効される契約保証の予約的機能を有する証書等の提出を求めます。

(1) 対象

請負対象設計金額5億円以上の建設工事

(2) 入札ボンドの種類

- ・ 現金
- ・ 現金に代わる担保となる有価証券（利付国債に限る。）
- ・ 保険会社の入札保証保険
- ・ 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
- ・ 金融機関の入札保証

※ 現金、有価証券及び金融機関の入札保証については、落札決定時等に入札者へ還付

(3) 保証を求める割合

入札金額（税込）の100分の5以上

8 工事費内訳書

(1) 目的

入札者の見積根拠を明確にし、適正な積算の確保を図るため、入札に際しては、工事費内訳書の提出を義務付けます。

(2) 対象工事

一般競争入札又は指名競争入札により発注するすべての工事

(3) 工事費内訳書の提出方法及び様式

- ・ 入札者は、入札に際し、工事費内訳書の電子ファイルを入札書に添付して提出してください。
- ・ 工事費内訳書の項目は、設計図書等として交付した設計書のうち「工事費内訳書」（及び「1式当り明細表」）と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすることとします。
- ・ 工事費内訳書を提出しない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたいなどその内容に妥当性を欠くと認められる場合、入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合には、当該入札は失格とします。

（記載内容の不備とする例）

- ・ 表紙が添付されていない場合
- ・ 全く別の工事名が記載されている場合
- ・ 転記ミス、記載漏れ又は違算等により積算内容が確認できない場合
- ・ 提出を求めていたにもかかわらず1式当り明細表等が添付されていない場合 等

9 前金払・中間前金払

(1) 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の10分の4以内の額を支払います。た

だし、低入札価格調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、請負代金の10分の2以内の支払いとなります。

(2) 中間前金払

中間前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額50万円以上の工事につき、次の全ての要件を満たす場合に、請負代金額の10分の2以内の額を支払します。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

10 DB方式（概算数量工事発注方式）

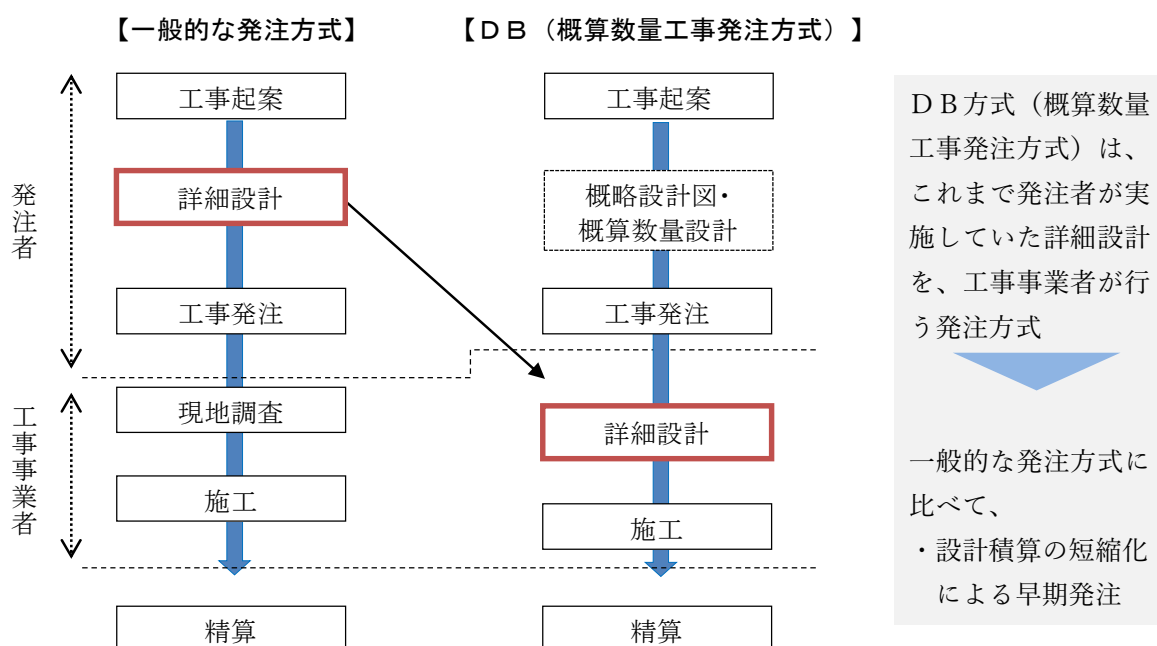
工事発注業務の効率化を図るため、管路工事において、従来発注において発注者が作成する配管図等の設計図面や数量計算の一部を簡略化し、概算数量を用いて工事費を積算し発注する概算数量発注工事方式を試行しています。

受注者は、現地調査等を行い、その結果を反映させた配管図等を作成し、発注者の承認を受け、工事を実施します。

(1) 対象工事

- ア 原則として、小口径（φ300mm以下）の水道管路の更新・新設工事
- イ 開削工事
- ウ 施工延長が概ね1,000m以下
- エ 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な管路布設工事

<DB方式（概算数量工事発注方式）の概要>



11 優良建設工事等の表彰

水道企業団が発注する建設工事において、優れた成績を修めた受注者及び優秀な技術者を表彰するための事務の取扱いについて定めます。調整中

12 指名除外

指名除外の措置について必要な事項を定めます。調整中

13 談合情報対応

談合情報に関する取扱いについて定めます。調整中

14 暴力団排除のための契約制限

水道企業団が発注する建設工事から暴力団の排除を図るために必要な事項を定めます。調整中

15 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度

不当な働きかけ等に関する取扱いについて定めます。調整中

なお、不当な働きかけ等とは、働きかけ等（働きかけ及び情報提供要求）のうち、入札・契約事務の公正を害すると認められる、次に掲げる行為です。

行為	内容
不当な働きかけ	指名業者の選定にあたり、特定の者を指名することを依頼するなど、職員に対して、不適切な行為を行うことを要求する行為をいう。
不当な情報提供要求	入札前において、指名業者の名称など、職員に対して、入札・契約に係る公表されていない情報の提供を要求する行為をいう。

16 苦情処理手続

事業者からの苦情に関する対応について定めます。調整中

4章 測量・建設コンサルタント等業務

1 入札制度の概要

水道企業団の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札制度の概要は次のとおりです。

測量・建設コンサルタント等業務に係る主な制度と適用範囲

適用範囲 区分	請負対象設計金額 (税込み)	
	1 百万円	5 千万円
入札方式等	一般競争入札 ※1	
	随意契約	
	(価格競争)	総合評価落札方式
	総合評価落札方式	
ダンピング 対策	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
予定価格の 公表	事前公表	

※1 一般競争入札を原則とするが業務内容に応じて、他の入札方法（指名競争入札等）を選択する。

2 入札方式

水道企業団では、一般競争入札を原則とします。

ただし、業務内容等により、他の入札方式を選択するものとします。

(1) 一般競争入札

ア 入札案件

入札案件の情報は、電子入札システムで確認できます。新規の案件が追加された場合でも、通知等はいきませんので、定期的に確認してください。

イ 入札方法

入札者は、電子入札システムの入力画面上で入札書を作成し、添付書類（業務費内訳書、技術資料（総合評価のための提出書類）等）と一緒に電子入札システムにより提出してください。なお、入札期間や必要書類等の詳細は、各案件の入札公告をご確認ください。

ウ 落札者の決定方法

入札公告に記載した方法により落札候補者を決定します。案件により追加資料が必要となりますので、落札候補者には、電子入札システムにより追加資料の提出を依頼します。

落札候補者から提出された追加資料の審査を行い、入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知します。

(2) その他の入札方式

業務内容等により、次の入札方式を選択するものとします。

ア 競争入札方式（公募又は指名）

複数の受託候補者による入札により受託者を決定する方式

なお、次の場合について、指名競争入札にすることができるものとします。

- ・ 業務の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ・ 業務の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- ・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

イ プロポーザル方式

業務の内容が技術的に高度又は専門的な技術が要求される場合に、複数の受託候補者に実施方法等についての技術的な提案を求め、その内容に基づいて契約の相手方として最適な者を特定した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式

ウ 設計競技方式

象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性、デザイン性等を特に重視する必要がある場合に、複数の受託候補者に具体的な計画案又は設計案等の提出を求め、最適な案を特定した上で、その案の提出者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式

エ 特命随意契約方式

委託業務の条件、内容等に最も適した者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の

規定に基づく随意契約を行う方式（イ、ウによるものを除く。）

オ その他随意契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項（第2号を除く。）の規定に基づく随意契約を行う方式

3 総合評価方式

（1）対象業務及び適用基準

価格と品質で総合的に優れたものをもって申込みをした者を落札者とするため、請負対象設計金額5千万円以上の測量・建設コンサルタント等業務に係る業務（当面の間）を対象とし、業務内容に応じて、次のいずれかの形式により入札を実施します。ただし、請負対象設計金額5千万円未満の業務についても、業務内容等により適用する必要があると判断した場合は、対象とします。

適用の有無は、案件ごとに入札公告で確認することができます。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	業務内容
技術評価型	5,000 万円以上	技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等に加え、業務の実施方針及び技術提案を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価1型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価2型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務

（2）評価方法等

技術評価点と価格評価点を足し合わせた評価値をもって行います。

評価値 ＝ 技術評価点＋価格評価点

技術評価点 ＝ 技術点の配分点※×（評価項目毎の得点合計）／（評価項目毎の配点合計）

価格評価点 ＝ 価格点の配分点※×（1－（入札価格）／（予定価格））

※ 評価項目毎の配点の合計から算出される技術評価点の配分点及び入札価格と予定価格から算出される価格評価点の配分点は、36～56点の範囲内とする。

4 ダンピング対策

（1）低入札価格調査制度

ア 対象案件

総合評価落札方式による業務に係る業務または、請負対象設計金額5千万円以上の業務に係る業務（当面の間）を対象とします。

イ 実施内容

低入札価格調査制度の対象案件において、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者決定を保留し、「低入札価格調査制度事務取扱要綱（別紙1 適正な履行確保の基準）※」について調査を行います。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合、落札者になることはできません。

※ 低入札価格調査制度事務取扱要綱については調整中。

<調査基準価格の設定等>

調整中

（2）最低制限価格制度

ア 対象案件

請負対象設計金額5千万円未満（当面の間）の業務（総合評価落札方式の業務を除く。）を対象とします。

イ 実施内容

最低制限価格調査制度の対象案件において、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、その者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

<最低制限価格の設定等>

調整中

5 設計共同体制度

単体企業への発注を原則とすべきものであるが、その種類と目的を勘案し、単体企業による履行に比べ効果的な履行が確保できると認められる次の対象業務について、設計共同体※を活用します。

なお、設計共同体の結成に係る事項は、業務の内容等に応じ定めます。

※ 設計共同体は、高度な技術力を必要とする等、技術力の結集を必要とする業務について、確実かつ円滑な履行を図ること等を目的として、業務ごとに結成されるもの

（対象業務）

公募型プロポーザル方式、公募型設計協議方式又は公募型競争入札方式により、受託者等の選定又は特定を行う業務のうち、業務の技術的難易度及び技術力の結集の必要性等を総合的に勘案し、設計共同体を活用する必要があると認められるもの

（設計共同体の結成に係る事項）

- ・履行方式

- ・構成員の数
- ・構成員の組合せ
- ・構成員の資格要件
- ・出資比率
- ・代表者の要件
- ・その他企業長が必要と定める事項

6 予定価格

随意契約を除く、すべての業務について事前公表します。

7 業務費内訳書

(1) 目的

入札者の見積根拠を明確にし、適正な積算の確保を図るため、入札に際しては、業務費内訳書の提出を義務付けます。

(2) 対象業務

随意契約を除く、すべての業務

(3) 業務費内訳書の提出方法及び様式

- ・入札者は、電子入札システムによる入札に際し、業務費内訳書の電子ファイルを入札書に添付して提出してください。
- ・業務費内訳書の項目は、設計図書等として交付した設計書のうち「業務費内訳書」(及び「1 式 当り明細表」)と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすることとします。
- ・業務費内訳書を提出しない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたいなどその内容に妥当性を欠くと認められる場合、入札書の金額と業務費内訳書の金額が一致しない場合には、当該入札は失格とします。

(記載内容の不備とする例)

- ・表紙が添付されていない場合
- ・全く別の業務名が記載されている場合
- ・転記ミス、記載漏れ又は違算等により積算内容が確認できない場合
- ・提出を求めていたにもかかわらず 1 式当り明細表等が添付されていない場合 等

8 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の 10 分の 3 以内の額を支払います。

9 優良業務等の表彰

水道企業団が発注する測量・建設コンサルタント等業務において、優れた成績を修めた受注者及び優秀な技術者を表彰するための事務の取扱いについて定めます。 調整中

10 指名除外

指名除外の措置について必要な事項を定めます。 **調整中**

11 暴力団排除のための契約制限

水道企業団が発注する測量・建設コンサルタント等業務から暴力団の排除を図るために必要な事項を定めます。 **調整中**

12 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度

不当な働きかけ等に関する取扱いについて定めます。 **調整中**

なお、不当な働きかけ等とは、働きかけ等（働きかけ及び情報提供要求）のうち、入札・契約事務の公正を害すると認められる、次に掲げる行為です。

行為	内容
不当な働きかけ	指名業者の選定にあたり、特定の者を指名することを依頼するなど、職員に対して、不適切な行為を行うことを要求する行為をいう。
不当な情報提供要求	入札前において、指名業者の名称など、職員に対して、入札・契約に係る公表されていない情報の提供を要求する行為をいう。

13 苦情処理手続

事業者からの苦情に関する対応について定めます。 **調整中**